

# 第 I 章 計画の概要

## I - 1 計画の趣旨

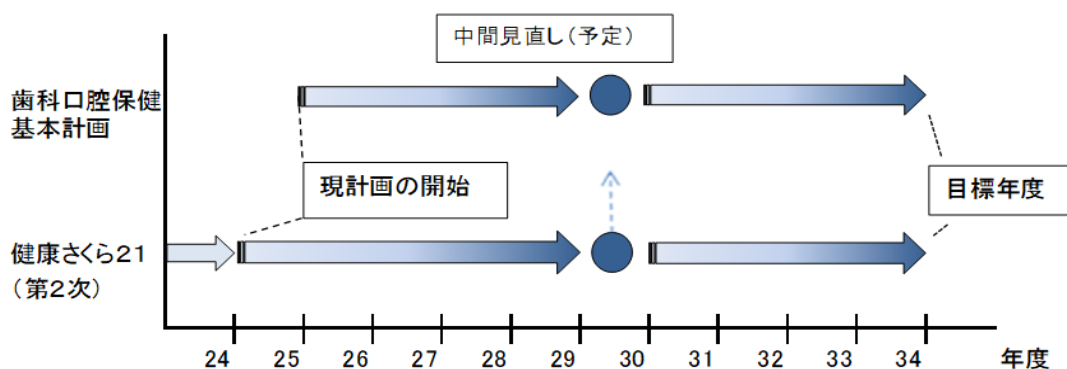
歯と口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりとかんで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

歯と口腔を健康に保つためには、生涯にわたり、歯と口腔の健康づくりに取り組むことが重要であることから、平成23年8月には、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は国との連携を図り、地域の実情に応じた施策を策定・実施することとされています。

また、これに先立ち、千葉県では平成22年4月に「千葉県歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行され、県は市町村等との連携体制を構築し、県民の歯と口腔の健康づくりを図ることとなっております。

これらの状況から、佐倉市においても、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するための基本理念を定め、市、歯科医師等、市民が相互に連携協力し、一体となって推進していくという考えのもと、「佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例」を平成25年3月29日に施行しました。この条例に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとして、「佐倉市歯科口腔保健基本計画」を策定しました。

この計画の期間は、平成26年度(2014)から平成34年度(2022)までの9年間であり、中間年度にあたる平成30年度(2018)に計画の中間評価を行いました。取り組むべき課題を整理し、最終年度の平成34年度(2022)に向けて、本計画を推進していきます。

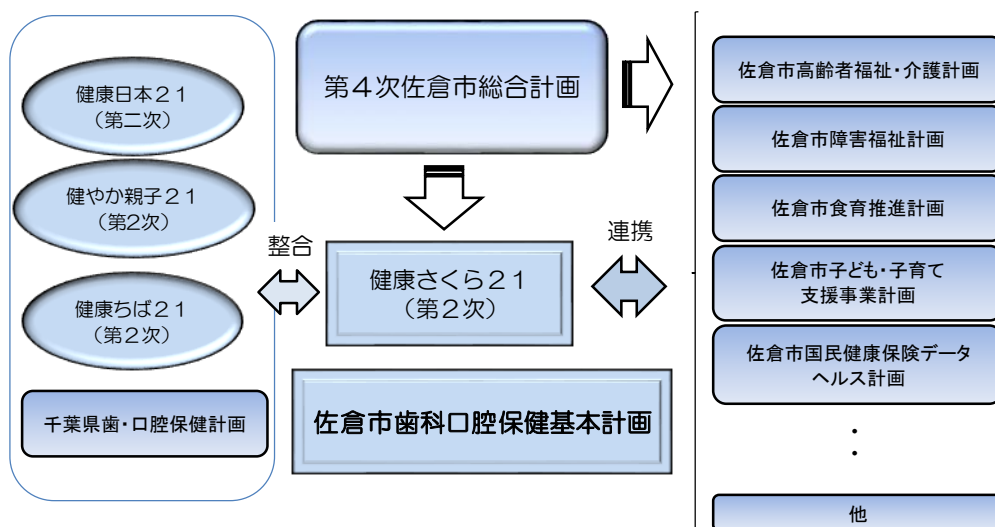


## I - 2

### 計画の位置づけ

この計画は、佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例第7条に規定する「基本計画」と位置づけ、市民の歯と口腔の健康づくりを進めるための、具体的な考え方や取り組み方法を示したものです。

さらに、佐倉市の健康増進計画である「健康さくら21（第2次）」と整合性を図り、計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市の歯科口腔保健を尊重した計画としています。



## I - 3

### 基本理念と計画でめざす姿

「佐倉市歯科口腔保健基本計画」は、市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的としています。個人による健康の実現は、各個人が主体的に取り組む課題ではありますが、社会全体として各個人の主体的な健康づくりを支援していくための環境整備も必要です。この「計画」では、市民の歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念とめざすべき姿を次のように定めています。

#### 基本理念

##### 1. 市民自ら日常生活において

歯と口腔の健康づくりに取り組むこと

##### 2. 子どもから高齢者までの生涯にわたる

歯と口腔の保健医療福祉サービスの環境整備

##### 3. 保健・医療・福祉・教育・その他関連分野との連携・協力

#### めざすべき姿

いつまでも自分の歯で、よくかんでおいしく食べよう

～ 健康な生活を送ることができるように ～

## I - 4 計画の体系図

